

河南町協働のまちづくり推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、河南町附属機関設置条例（平成25年河南町条例第1号。以下「設置条例」という。）第3条の規定に基づき、河南町協働のまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 推進会議は、設置条例別表に掲げる当該担当事務の趣旨に基づき、次に掲げる事項について調査、審議し、意見を述べるものとする。

(1) かなんまちづくり基本条例（平成26年河南町条例第1号）についての意見に関すること。

(2) 前号に掲げる事項のほか、協働のまちづくりを推進するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、10名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 町議会議員

(3) 地域コミュニティ等に関する団体を代表する者

(4) 公募により選出された者

(5) 町職員

(6) その他町長が適当と認める者

3 委員は、当該調査及び審議が終了したときは、退任するものとする。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 町長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他反社会的な行為等により委員としてふさわしくない行為があると認める場合は、第3項の規定にかかわらず、解嘱することができる。

(会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬及び費用弁償の額は、河南町報酬及び費用弁償条例（昭和32年河南町条例第49号）の定めるところによる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、企画担当課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(会議の招集に係る特例)

2 この規則の施行及び委員の任期満了後最初に行われる会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長がこれを行うものとする。